

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の確保は重要であり、これまでも他職種との賃金差も踏まえ処遇改善が進められてきましたが、介護職員の人材確保のための取組をより一層図るため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的に、2019年10月の介護報酬改定により、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

加算の算定要件

「介護職員等特定処遇改善加算」を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

1. 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを取得していること
2. 職場環境要件について、複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと
3. 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※見える化要件とは

特定加算に基づく取組(特定加算の取得状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容)について、ホームページを活用する等外部から見える形で公表すること

当法人では、「介護職員等特定処遇改善加算」を算定し、介護職員等の処遇改善に取り組めます

特定加算の算定状況

事業所名	加算の区分
特別養護老人ホーム恒春ノ郷	特定加算Ⅰ
恒春ノ郷指定短期入所生活介護事業	特定加算Ⅰ
恒春ノ郷デイサービスセンター	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホーム恒春の丘	特定加算Ⅰ
恒春の丘指定短期入所生活介護事業	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設リハパーク舞岡	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設リハパーク舞岡 (短期入所療養介護)	特定加算Ⅰ
介護老人保健施設リハパーク舞岡 (通所リハビリテーション)	特定加算Ⅰ
しんぜん訪問介護ステーション	特定加算Ⅰ

職場環境要件

区分	職場環境要件項目	当法人の取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	・ホームページ、パンフレット等を利用し明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	・喀痰吸引等研修事業を実施。研修参加機会を提供 ・自己研鑽のための研修への出席についてシフト調整等支援を行う ・資格取得一時金支給により職員の自己啓発を積極的に支援
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実	・介護・育児休業制度実施、ハラスメント防止明記
腰痛を含む心理の健康管理	短時間勤務労働者等も実施可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための職員休憩室の設置等健康管理対策の実施	・全職員に対して健康診断・ストレスチェックの実施 ・職員休憩室の設置 ・喫煙スペース指定
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	・タブレット端末導入 ・離床アシストベッド導入 ・通信環境再整備 ・業務改善委員会により取組み分析
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・法人内専門部会開催による意見交換、事例検討 ・職員提案制度実施